衆議院総務委員会ニュース

【第208回国会】令和4年5月12日(木)、第17回の委員会が開かれました。

- 1 電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)
 - ・金子総務大臣、中西総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・吉川元君(立民)提出の修正案について、提出者吉川元君(立民)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案に対し、岡本あき子君(立民)及び宮本岳志君(共産)が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
 - (賛成一立民、国民、共産 反対一自民、維新、公明)
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
 - (賛成一自民、立民、維新、公明、国民 反対一共産)
 - ・田所嘉徳君外4名(自民、立民、維新、公明、国民)から提出された附帯決議案について、道下大 樹君(立民)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
 - (賛成一自民、立民、維新、公明、国民、共産)
 - (質疑者)湯原俊二君(立民)、吉川元君(立民)、沢田良君(維新)、阿部弘樹君(維新)、中司宏君(維新)、西岡秀子君(国民)、宮本岳志君(共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

湯原俊二君(立民)

- (1) 電気通信事業ガバナンス検討会
 - ア 令和3年12月28日の事業者等への意見聴取は当初から予定されていたのかについての確認
 - イ 規制内容が後退したとの指摘に関し、令和4年1月14日の検討会において構成員が遺憾の意を表していることに対する大臣の所見
 - ウ 第1回から第13回の検討会では議事要旨しか公開されていないことに関し、意思形成過程の情報 公開及び説明責任の在り方についての総務省の見解
- (2) 利用者に関する情報の外部送信
 - ア 通知又は公表を行う事業者に対して外部送信を拒否できるかの確認
 - イ 外部送信に関する規制を社会的規制とし、本人同意を求めるべきとの考えに対する大臣の所見
 - ウ 規制が国際基準から遅れていること及びそれにより国内企業の海外展開の障壁となるとの懸念に 対する総務省の見解
- (3) クラウドサービスが普及する中、電気通信事業法の適用範囲を、同サービスを始めとした電気通信 事業以外の電気通信役務を提供する事業者にも拡大していくべきとの考えに対する総務省の所見
- (4) 官民共同規制について、規制作りに事業者が直接関わることで利用者保護の在り方がゆがめられ得るとの懸念に対する大臣の所見

吉川元君 (立民)

- (1) ケンブリッジ・アナリティカ事件に関し、政治広告を禁止すべきとの考えに対する大臣の認識
- (2) 公益社団法人日本図書館協会が採択した図書館の自由に関する宣言における利用者の秘密の定義
- (3) 個人情報保護法上の個人情報の規制が、EUの一般データ保護規則(GDPR)の定義・水準と比べて緩いとの考えに対する個人情報保護委員会の見解
- (4) 検索サイトやニュースサイト等を運営する一部の日本企業が欧州市場から撤退した理由についての 個人情報保護委員会の見解
- (5) 緩い規律の中にいる日本企業が、国際的な厳しい基準の下で日々研さんしている諸外国の企業と伍

していけるのかについての大臣の認識

- (6) 有力な事業者がデジタル分野の高いシェアを占めている状況でサードパーティークッキーの利用が 中止された場合に、巨大プラットフォーマーに更に情報が集中することになる可能性についての公正 取引委員会の見解
- (7) 事業者による透明性及び説明責任を確保するための法制度の必要性についての総務省の見解

沢田良君 (維新)

- (1) 卸電気通信役務の料金
 - ア 卸料金の長期的な高止まりについての総務省の認識
 - イ 高止まりの背景についての総務省の見解
- (2) 総務省において詳細の把握に時間を要した又は記憶に残った情報通信分野等の技術の例

阿部弘樹君 (維新)

- (1) 国家公務員倫理規程や総務省の基準に違反する利害関係者との最近の会食の有無
- (2) 個人情報保護
 - ア オンライン識別子であるクッキーの個人情報保護法上の取扱い
 - イ 諸外国において個人情報とされ得るドローン映像や顔認証画像の個人情報保護法上の取扱い
 - ウ 個人情報保護法及び諸外国の個人情報保護に係る通信事業規制の域外適用の状況
 - エ 本改正案における利用者保護に向けた取組の内容
 - オ 電気通信事業法の違反時の罰金が低廉な理由及び日本国内で事業を行う国際企業への適用状況
 - カ ビジネスを世界展開させていくために個人情報保護に係る規制を諸外国の高い基準に合わせるべきとの考えについての大臣の所感

中司宏君(維新)

- (1) 情報通信インフラ整備及び各省庁間の情報連携・システム統一化
 - ア 災害等の非常時に備え、平時から強靱な情報通信インフラを整備・維持し、安全性・信頼性の向上に取り組むべきとの考えに対する大臣の見解
 - イ 各機関の位置情報システムの連携状況及び各機関共通の統一システムを構築する必要性について の内閣府の認識及び今後の方向性
 - ウ 総合的なデジタルインフラ戦略をデジタル庁を中心に策定すべきとの考えに対する同庁の見解
 - エ デジタル庁が、行政のデジタル改革を牽引し省庁の縦割りを打破する省庁であるとの国民の期待 に対する同庁の今後の対応
- (2) 令和4年4月28日の本委員会における、電気通信に係る規制体系を再設計すべきとの原参考人の指摘に対する総務省の見解
- (3) NTT法を廃止してNTTを完全民営化すべきとの考えに対する総務省の見解
- (4) NHKのEテレの教育コンテンツをインターネットによりオンデマンド方式で提供することについての総務省の見解

西岡秀子君 (国民)

- (1) 強靱な通信インフラの今後の整備方針
- (2) 本改正案の持つ意味及び今後の電気通信事業法の方向性についての大臣の見解
- (3) ブロードバンドサービスの基礎的電気通信役務化

- ア 2027 年度末までにブロードバンドサービスの提供がなされない約5万世帯への総務省の対応方針
- イ 有線ブロードバンドサービスに係る交付金制度における負担の在り方
- ウ 同制度における赤字補塡の在り方及び小規模事業者の事業継続に向けた今後の総務省の対応
- エ 自治体の公設公営によるブロードバンドサービスへの支援方針
- (4) 利用者に関する情報の外部送信に関し、本改正による利用者保護の内容、当該保護の十分性及び今後の課題
- (5) データの自己決定権を明確にする必要性についての大臣の所見
- (6) データ管理をより厳格に行う事業者を消費者が選ぶ土壌づくりに向けた総務省の取組方針

宮本岳志君(共産)

- (1) ブロードバンドサービスの基礎的電気通信役務化
 - ア 有線ブロードバンドの整備が 100%に達する見込みがない状態で「あまねく日本全国における提供」といえるかについての大臣の見解
 - イ 有線ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務は、電話に係る基礎的電気通信役務と同じであるかの確認
 - ウ 4 G無線ブロードバンドサービスが来年度中に全ての居住地をカバーする見込みであるにもかか わらず、有線ブロードバンドサービスのみを基礎的電気通信役務として位置付ける理由
 - エ 無線ブロードバンドはつながるが有線ブロードバンドはつながらない世帯は、ブロードバンド接続に関するユニバーサルサービスが確保されたといえるかについての総務省の見解
 - オ 無線ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務に位置付けない理由は、来年度中に全ての居 住地をカバーでき、交付金制度による支援を必要としないことにあるかの確認
 - カ 日本全国における不採算地域で有線ブロードバンドを維持した場合に現時点で推計される赤字額
 - キ 事業者が撤退した際の当該地域におけるブロードバンドサービス提供の在り方についての総務省 の見解
- (2) 利用者保護
 - ア 利用者に関する情報の内容
 - イ 「電気通信事業ガバナンス検討会」において、当初、適正な取扱いの対象を全ての識別子として いた理由
 - ウ 通知又は公表で利用者に確認の機会を適切な方法で与えたと言えるかについての総務省の見解
 - エ 第13回から第16回の検討会の間にヒアリングを行った相手
 - オ 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の第一次提言において、 インターネット地図情報サービスについて総務省に求められている内容
 - カ グーグル株式会社が、同研究会の「インターネット地図情報サービスワーキンググループ」の構 成員であったことの確認
 - キ いわゆるリクナビ事件の概要
 - ク 提供元では個人情報に該当しない情報であっても、提供先において特定の個人を識別することが できる場合には、当該提供先においては個人情報に該当し得るかの個人情報保護委員会への確認
 - ケ 利用者保護に向けた大臣の決意